

## 奄美市島外で頑張る学生応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、世帯収入の減少やアルバイト収入の減少等により、「学びの継続」が困難となっている島外の学生に経済的な支援を行うとともに、本支援を通じ、ふるさと奄美市への郷土愛を醸成し、卒業後のUターン等を促進することを目的に、必要な事項を定める。

2 前項の目的を達成するため、島外の学生等に対し奄美市島外学生応援支援金(以下「支援金」という。)を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(支援金交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者(以下「支援金交付対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、市長が特に交付することが適当と認めた者については、この限りでない。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校、高等学校、特別支援学校高等部に限る。)、同法第97条に規定する大学院、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校に在学する島外学生又は文部科学省以外の省庁が所管する学校に在学する島外学生。

(2) 基準日の令和3年9月1日現在、奄美市の住民基本台帳に記録されている保護者がいる者。ただし、保護者で両親又はひとり親以外のものが単身等により基準日に住所要件を満たしている場合は、平成31年1月1日以前から奄美市に居住していることを要件とする。

(支援金の交付額)

第3条 支援金の交付額は、3万円とする。

(支援金交付申請)

第4条 支援金交付対象者が支援金の交付を受けようとするときは、奄美市島外学生応援支援金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 在学証明書(写し可)又は学生証の写し

(2) 奄美市島外学生応援支援金請求書(別記第2号様式)

(3) 支払金給付対象者名義又は代理人(次条に規定する代理人をいう。)の振込先口座の通帳、キャッシュカードの写し又はそれに類するもの

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号に掲げる書類は、令和3年4月1日以降に発行されたものとする。また、前項に掲げる書類は、支援金を交付することが適当でないとき、市長はこれを返却するものとする。

3 支援金の申請期間は、令和3年9月1日から令和4年2月28日までとする。

(代理による申請等)

第5条 支援金交付対象者が申請等をできない場合において、保護者等は、支援金交付対象者の代理人(以下「代理人」という。)として前条の申請、支援金の受領又はその両方を行うことができる。

2 代理人は、本人の身分を確認できる書類及び支援金交付対象者との代理関係を確認できる書類を提出しなければならない。

3 市長は、代理人の本人確認ができなかった場合又は支援金交付対象者と代理人との間の代理関係を確認できなかった場合は、申請を受け付けないものとする。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容の調査及び審査を行い、適当であると認めるときは、支援金の交付を決定し、支援金を指定の口座に振り込むものとする。この場合において、奄美市会計管理者から支援金の振込後に送付する支払通知書をもって交付決定通知に代えるものとする。

2 市長は、前項の調査及び審査により、交付することが適当でないと認めるときは、奄美市島外学生応援支援金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第7条 市長は、支援金交付対象者が虚偽その他不正な行為により支援金の交付を受けた場合は、支援金の交付決定を取り消すとともに、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和4年3月31日限りその効力を失う。ただし、第4条第3項の規定によりなされた支援金の申請、交付その他の手続については、同日以降もその効力を有する。